

四国中央市個人情報保護に関する法律施行条例

令和5年3月27日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長（公営企業管理者の職務を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び財産区をいう。

(開示決定等の期限)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料及び費用負担)

第5条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項に規定する写しの交付に係る写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(四国中央市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第6条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、四国中央市情報公開条例（平成16年四国中央市条例第15号）第19条第1項に規定する四国中央市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に行うものとする。

(調査権限等)

第7条 四国中央市情報公開条例第20条から第24条までの規定は、審査会の調査権限、意

見の陳述、意見書等の提出、提出資料等の閲覧等及び答申書の送付等について準用する。
この場合において、同条例第 20 条中「諮問実施機関」とあるのは「審査会に諮問した実施機関」と、「公開決定等」とあるのは「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等」と、「公文書」とあるのは「保有個人情報」と読み替えるものとする。

(運用状況の公表)

第 8 条 市長は、毎年、実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(四国中央市個人情報保護条例の廃止)

2 四国中央市個人情報保護条例(平成 17 年四国中央市条例第 4 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(四国中央市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第 3 条第 2 項又は第 11 条第 3 項(同条第 4 項の規定において準用する場合を含む。)の規定による職務上若しくはその事務に関して知り得た旧条例第 2 条第 1 号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第 2 条第 4 号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していたもの

(2) この条例の施行前において旧条例第 11 条第 2 項の委託を受けた事務に従事していた者又は同条第 4 項の指定管理者が行う公の施設の管理に関する事務に従事していた者

4 この条例の施行の前日に旧条例第 12 条第 1 項若しくは第 2 項(旧条例第 25 条第 2 項及び第 31 条第 3 項において準用する場合を含む。)、第 25 条第 1 項又は第 31 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由なく、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する旧個人情報が記録された特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第 3 項第 2 号に掲げる者

6 次に掲げる者が、その事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報(公文書(四国中央市情報公開条例第 2 条第 2 項に規定する公文書を

いう。)に記録されたものに限る。)をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 7 この条例の施行前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(四国中央市情報公開条例の一部改正)

- 8 四国中央市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

第11条第1項中「起算して15日」を「14日」に改める。

第19条第1項中「第16条及び四国中央市個人情報保護条例（平成17年四国中央市条例第4号。以下「個人情報保護条例」という。）第36条」を「第16条第2項」に改める。

第20条第1項中「(個人情報保護条例第37条に規定する諮問実施機関を含む。以下同じ。)」及び「若しくは開示決定等（個人情報保護条例第19条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。）、訂正決定等（個人情報保護条例第28条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。）又は利用停止決定等（個人情報保護条例第34条第1項に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。）」を削り、同条第3項中「若しくは開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等」を削る。

(四国中央市介護保険条例の一部改正)

- 9 四国中央市介護保険条例（平成16年四国中央市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(個人情報の提供請求)

第3条 被保険者並びに被保険者の同意がある家族及び介護サービス事業者（被保険者の保険給付サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業の適切な利用のため必要とする事業者に限る。）は、要介護認定等に係る資料（以下「認定資料」という。）の提供を請求することができる。この場合において、認定資料の請求に係る手続は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び四国中央市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年四国中央市条例第1号）の例による。

(四国中央市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 前項の規定による改正後の四国中央市介護保険条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後において請求する個人情報の提供について適用し、同日前に請求した個人情報の開示については、なお従前の例による。

(四国中央市タウンコメント手続条例の一部改正)

- 11 四国中央市タウンコメント手続条例（平成20年四国中央市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第10条中「四国中央市個人情報保護条例（平成17年四国中央市条例第4号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び四国中央市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年四国中央市条例第1号）」に改める。